

(2) 審査請求の状況

処 理 区 分	申告所得税	源泉所得税	法 人 税	相 続 税	贈 与 税	消 費 税	有価証券取引税	法人特別税等	地方消費税	そ の 他	酒 税	徴収関係	計
本 前 年 度 未 決 繰 越 件 数	79	8	55	3	2	50	-	4	40	-	-	2	243
本 年 度 要 処 理	本 年 度 に 請 求 し た 件 数	処 分 に 係 る も の	1	46	4	1	7	-	1	7	-	4	102
		不 作 為 に 係 る も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
み な す 審 査 請 求 件 数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
み な す 取 下 件 数	110	9	101	7	3	57	-	5	47	-	-	6	345
本 年 度 取 下 件 数	12	-	1	1	-	15	-	-	10	-	-	-	39
本 年 度 却 下 件 数	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3
本 年 度 棄 却 件 数	14	4	39	2	-	24	-	-	19	-	-	1	103
全 部 取 消 件 数	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
一 部 取 消 件 数	24	3	8	1	-	3	-	-	3	-	-	-	42
理 変 更 そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
済 計	52	8	51	4	-	42	-	-	32	-	-	3	192
本 年 度 未 決 繰 越 件 数	58	1	50	3	3	15	-	5	15	-	-	3	153

調査対象等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法に基づき「異議申立て」及び「審査請求」のされたものを掲げた。

- 用語の説明： 1 「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使にあたる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- 2 「みなす審査請求」とは、税務署長又は国税局長が異議申立てを審査請求として取り扱うことを相当と認めてその旨を異議申立人に通知し、かつ、異議申立人がこれに同意したときは、その同意があった日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたとみなされたものをいう。
- 3 「みなす取下げ」とは、審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定がされている場合において、取り下げられたものとみなされたものをいう。

- 4 「取下げ」とは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 「却下」とは、不服申立ての要件を欠いているため審理の対象にならないと判定したものをいう。
- 6 「棄却」とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 「取消し」又は「変更」とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消したものをいう。